

安平町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例案 に関する意見募集要領

町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とし、安平町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を制定し、当町において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指します。

つきましては、安平町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（案）について、パブリックコメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例案について

2. 公表する資料

①安平町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

3. 資料の閲覧方法等

①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。

- ・総合庁舎 総務課 情報グループ
- ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ

②安平町ホームページに掲載しています。

③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により以下①～④のいずれかの方法で提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。

- ・総合庁舎 総務課 情報グループ
- ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ

②郵送：安平町役場 総合庁舎 総務課へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合庁舎 総務課（0145-22-2026）

④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

総務課 情報グループ：jkanri@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和4年5月17日（火）～令和4年6月6日（月） 17時15分まで。

①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分

②郵送の場合：6月6日（月）付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、6月6日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・総合庁舎 総務課 情報グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 総務課 情報グループ
電話：0145-22-2511 FAX：0145-22-2026
E-mail：jkanri@town.abira.lg.jp